

仲裁法案（仮称）について（概要）

第1 基本方針

- 1 新法は、国際商事仲裁模範法に沿った内容のものとする。
- 2 新法は、国際仲裁・国内仲裁、商事仲裁・非商事仲裁を問わず適用されるものとする。

（注）国際商事仲裁模範法について

- 1 国際商事仲裁模範法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration。以下「モデル法」という。）は、UNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law。国際連合国際商取引法委員会）において、各国が仲裁法を制定する際のモデルとすることを企図して、1985年（昭和60年）に採択された、国際商事仲裁に関する法律のモデルである。モデル法は、国連総会決議により、各国がこれを採用することが推奨されている。

UNCITRALは、国際商取引に関する法の調和と統一の促進を図ることを目的とする、国連総会の直轄委員会である。

- 2 現在、モデル法の採用国としてUNCITRALが公表している国（地域及び米国の州を含む。）は、40を超える。代表例として、ドイツ、ロシア、カナダ、インド、韓国、シンガポール、香港、オーストラリア、米国（カリフォルニア州、イリノイ州、テキサス州等）がある。

第2 仲裁法案（仮称）の概要

1 仲裁契約関係

仲裁契約の対象となる紛争を当事者が和解をすることができるものとする（公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律786条と同旨）。

仲裁契約を要式契約に改め、書面又は電子メール等に契約内容が記録されている等の場合でなければ、効力を有しないものとする。

仲裁契約の対象紛争については訴訟の提起ができず、これに反して提起された訴訟は、被告の申立てにより却下されるものとする。

2 仲裁手続関係

仲裁手続のルールは，仲裁契約の当事者の定めるところにより，当事者が定めないときは仲裁人が適当と認めるところによるものとする。

仲裁人について

- ・ 仲裁人の数及び選定手続は，当事者の定めるところによるものとし，当事者が定めない場合の仲裁人の数を 2 人から 3 人に改める。
- ・ 裁判所による仲裁人の選定の手続，忌避の手続及び解任の手続を決定手続とする。

仲裁地（仲裁手続及び仲裁判断が行われる地）は，仲裁契約の当事者の定めるところにより，当事者が定めないときは仲裁廷が定めるものとする。

仲裁手続の開始により，消滅時効の中断が生ずるものとする。

仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た仲裁手続の当事者の申立てにより，裁判所は，証人尋問等の証拠調べを実施するものとする。

3 仲裁判断及びその取消決定又はその執行決定

仲裁判断書原本の預置の制度（公示催告仲裁法 799 条 2 項）は廃止する。

仲裁判断の取消しの裁判について

- ・ 仲裁判断の取消事由を，モデル法の内容に沿って整備する。
- ・ 仲裁判断の取消しの裁判の手続を，判決手続から決定手続に改める。

仲裁判断の承認及び執行決定について

- ・ 仲裁判断は，承認拒絶事由がない限り承認されるものとする。
- ・ 仲裁判断の承認・執行決定の拒絶事由を，モデル法の内容に沿って整備する。
- ・ 裁判所における執行決定の申立ての手続を，判決手続から決定手続に改める。

4 その他

多数当事者仲裁（3 人以上の者を当事者とする仲裁）において，当事者間に仲裁人の数又は選定手続について合意がないときは，申立てにより，裁判所が仲裁人の数の決定又は選定を行うものとする。

資料 3

仲裁の費用及び仲裁人の報酬に関する規定を整備する。

消費者・事業者間の将来紛争についての仲裁契約につき，暫定的措置として，消費者に一定の要件のもとで仲裁契約の解除権を与えるものとする（附則に規定予定）。

個別労働関係紛争に関する将来紛争についての仲裁契約につき，暫定的措置として，同契約を無効とするものとする（附則に規定予定）。